HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	プルードンの経済学体系について
Author(s)	佐藤，茂行
Citation	北海道大學　經濟學研究，20(2)，57-98
Issue Date	1970-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31205
Type	departmental bulletin paper
File Information	20(2)_P57-98.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

プルードンの経済学体系について

佐　藤　茂　行

目　　次

はじめに
Ⅰ　「系列の弁証法」と経済学の方法
Ⅱ　「経済的矛盾の体系」と神（Dieu）
Ⅲ　「経済的矛盾の体系」の展開
Ⅳ　「経済的矛盾の体系」と歴史
　　～むすびにかえて～

はじめに

P.-J. プルードンの「経済的矛盾の体系，または貧困の哲学」（1846年）が，ヘーゲルの観念論的な方法の適用によって書かれたものである，という，わが国の「常識」は，マルクスの「哲学の貧困」（1847年）でのプルードンの方法にたいする評価[1]を根拠にしたものであろう。しかし，フランスを中心としたプルードン研究においては，このような評価は，かならずしも一般的とは言えない。つまり，わが国ではマルクスの眼を通してみたプルードンについての評価が，そのまま「常識」化しており，フランスでは，このマルクスの評価の否定につながるかたちで，プルードンの方法の独自性の強調が，むしろ一般的に行われている。[2]

さて，まず，わが国の「常識」に関して言うならば，「哲学の貧困」を中心としたプルードンについての評価が，ほかならぬマルクス自身のものであり，したがって，それはあくまでも，その時点でのマルクスの「主観」を通

じてあたえられた評価なのだ，というごく当りまえの確認が必要である。そしてこの確認のうえにたって，わが国の「常識」は再検討されるべきであろう。

つぎに，フランスを中心とした研究については，プルードンの方法の独自性を強調するのあまり，「経済的矛盾の体系」のなかに，実際的に存在するヘーゲル主義の影響を看過する論述が一般的にみられるが，これもやはり，事実によって再検討される必要があろう。

以上のように，両者とも再検討されるべき問題点をふくんでいるのであるが，いずれの立場についてみても共通していることは，「経済的矛盾の体系」を，体系に則して分析し，その体系全体のもつ特徴を剔出したうえでの評価ではない，ということである。[3]

本稿では，このことから，プルードンの「経済的矛盾の体系」を，体系としての論理構造の側面から分析し，その方法的特徴を明確にしておきたい。

I　「系列の弁証法」と経済学の方法

プルードンは「経済的矛盾の体系」に先立つ，1843年の「人類における秩序の創造について」[4]のなかで，「経済科学」の方法論としての「系列の弁証法」を明らかにしている。そして，「経済的矛盾の体系」の基本的な論理は，この「系列の弁証法」によって構成されているということができる。

そこで，この「系列の弁証法」の概要をまずしめしておこう。[5]

系列の弁証法において対象とされる弁証法的系列というのは，思考における抽象過程で成立する系列のことである。[6]つまり，思考における抽象作用を，同一性の析出過程として理解すれば，この同一性をたどることによって，そこに一つの系列を見出すことができる。こうして，この系列は，抽象ないし一般化という思考過程そのものをあらわすと同時に，この抽象によってとらえられる同一性についての命題または概念をもあらわすものと考えられる。[7]

つぎに，この抽象の次元は，経験的概念そのものを抽象する第一段階と，これによって成立する抽象的概念をさらに抽象し，これを体系づける第二段

階からなっている。プルードンは，思考過程の系列を一般的に「観念的系列（série idéelles）」と呼んで，「実在的系列（série réelles）」と区別しているが，弁証法的系列は，その意味では抽象度のかなり高い「観念的系列」ということができる。なお，ここで最初の段階に経験的概念をおいていることからも知られるように，この弁証法的系列は，観念的なものではあっても，つまるところは「経験に接合している」という理解[8]が根底にあることに注意する必要がある。

さらに，このような系列が「弁証法的」と称されるのは，この系列が相異なる概念のなかからえられた系列であるというところに根拠がある。[9] プルードンは，不調和な（disparates）異質的な（hétérogènes）ものの間の関係を，弁証法的関係と理解しており，かならずしも対立とか矛盾といった内容だけをそこで考えているわけではない。この点もまたプルードンの弁証法の特徴である。[10]

さて，プルードンが，弁証法的系列を二つの段階（degré）にわけていることは，すでに指摘したところであるが，このうちの第一の段階は，第二の段階の弁証法的系列を構成するための，いわば前段にすぎない。系列の弁証法の真髄は，第二段階の，抽象的概念の体系づけにある。プルードンはこの体系づけを「分類の原理」にもとづいて行うべきだと考える。[11] つまり，いくつかの相異なる不調和な弁証法的系列＝抽象的概念を，一定の主題（sujet）にもとづいて分類し，整序することにより，抽象的概念の体系が構築される，というのである。しかもこの場合の分類の仕方は恣意的なものではなく，それらの抽象的概念の規定内容にもとづく「自然分類」としてとらえられている。[12] したがって，分類主題は，それらの抽象的概念を，さらに抽象したもの，つまりそれらの抽象的概念のなかにある同一性をあらわすもの，抽象概念に共通している「本質的属性」をあらわすものとして理解されているのである。このようにして，ひとたび概念の分類体系が成立すると，この体系は分類の主題つまり抽象的概念の本質的属性の論証体系としてとらえられることになる。つまり，主題そのものは，相異なる抽象概念から抽出された同一

性にほかならないのであるから，この主題のもとに統括されている抽象概念のなかには，共通して上述の同一主題が見出されるのは当然である。このような主題の検証によって，プルードンは，主題が証明(démontrer)され，論証されたと考える。[13] このことは，この「論証」を通じて，抽象された同一性が，ふたたび抽象の母体である概念のなかで確証されることにほかならない。

こうして，抽象的概念の分類体系は，分類主題の確証という意味での「論証」の体系であり，主題の演繹体系でもあるということになる。

以上がプルードンの科学方法論としての「系列の弁証法」の概要である。「人類における秩序の創造について」では，この系列の弁証法が，プルードンの新たにかかれるべき「経済科学」の方法論として示唆されている[14]が，この適用は，まさしく3年後の「経済的矛盾の体系」においてなされることになる。その詳細は，次章以下の分析にゆだねることにして，ここでは，「系列の弁証法」が，経済学の方法として，具体的に「経済的矛盾の体系」でどのように適応されているか，その概略をしめしておこう。

抽象的概念＝弁証法的系列を，経済学の「カテゴリー」に置き換えれば，系列の弁証法はそのままプルードンの経済学の方法となる。まず，プルードンの経済学のカテゴリーは，経験的にとらえられた相異なる，不調和な抽象概念，たとえば「富の増大をもたらす分業」，「貧困をもたらす分業」等々を抽象してえられた抽象概念，「分業」がそれであり，このカテゴリー(＝抽象概念)は，それ自体すでに不調和な，より具体的な概念規定をふくむものとして理解されている。そしてまたこのようなカテゴリーそのものも，それぞれ相異なる，不調和な関係をもったものとしてとらえられる。たとえば，「分業」と「機械」，「機械」と「競争」等々の各カテゴリーの関係は，いずれも不調和なものとして理解されている。こうして，このようなカテゴリーを一定の主題にもとづいて統括し，分類すれば，それぞれ相異なる「矛盾」した経済的カテゴリーの「体系」，すなわち「経済的矛盾の体系」ができあがることになる。そして，この体系は，ある主題，つまり各カテゴリーに共通する同一性＝本質的属性を論証する体系でもある，ということになる。

けっきょく，プルードンの「経済科学」すなわち「経済的矛盾の体系」における課題は，異なった経済的カテゴリーを分析して，それらをどのように分類し，体系づけるかということにあったのである。一般に分類体系にあっては，分類主題（基準）がその体系の性格を規定する。したがって，「経済的矛盾の体系」における核心的問題が，この分類主題の設定にあったことは容易に推測されよう。経済的カテゴリーを分析して，ここから，いかなる「本質的属性」を導き出し，それを（分類）体系の主題として，いかに設定するのか，プルードンの経済学体系の特質は，この点の解明にかかっていると言わねばならない。「経済的矛盾の体系」の「序言（プロローグ）」における奇異ともいうべき「神の仮設」は，こうした体系の主題そのものの設定を意味している。そこで，まずこの「神」の問題から「矛盾の体系」をときほぐしてゆくことにしたい。

Ⅱ　「経済的矛盾の体系」と神（Dieu）

〔1〕

「経済的矛盾の体系」[15]は，神（Dieu）の仮設（l' hypothèse）をもってはじまる。

唐突とも言うべき序言（Prologue）での，神の論議は，いったいなにを意味しているのであろうか。

プルードンによれば，この「多分，奇妙に思われるであろうところの神の仮設」は，理性に訴えて考え出された結果なのである。そして，かれは，その仮設の根拠をつぎのように述べている。「神，この偉大なる未知（le grand Inconnu）は，わたくしにとっては，一つの仮設（l' hypothèse），つまり，わたくしに言わせると，必要な，弁証法の一つの手段（un instrument dialectique）となっている。[16]」

このように，体系の冒頭に仮設された神は，明らかに「矛盾の体系」の展開にとって必要な道具だてとされているのである。そして，これと同時に，この神は，弁証法によって証明されるべきものであるが，しかしそれはア・プリオリに規定することが不可能であるがゆえに仮設されざるをえないとい

う考え[17]をそこに読みとることができる。こうして，冒頭の神は，「体系」の証明手段であると同時に証明目的すなわち論証主題として仮設されるているのである。このようなプルードンの考えをどう理解すべきなのか。以下この「謎」を追究してみることにしよう。

プルードンは，神の仮設に関連して，「神」の観念（l' idée）の形成についての論議を展開する。かれによれば，いかなる場合にせよ，「社会的行動の表示（les manifestations）は，われわれには，かならず，至高の存在の意思のしるし（signes）として，さらに言うならば，一般的な，非人格的な（impersonelle）理性の，典型的な言葉の一種として，そして，つまるところ，必然性（la nécessité）の目じるし（des jalons）として，うけとられるようになるのが常である。」そして，「人間の最初の運動」は，このような神の，眼にみえない摂理（Providence）を崇めることであった，と述べている。[18]

ついで，この神の観念は「なによりもまず，個人的な想念（une conception）というよりも，共同的な思考（la pensée collective）による信心行為」によってつくり出されたものであり，神の観念が，個人ではなく，非人格的な人類の共同の観念であることが指摘される。そして，プルードンは，この神をつくり出す能力を心理学の「原基的事実（le fait primordiale）」としてとらえるのである。このようにして，プルードンは，神が人類の共同的本能（l' instinct collectif）または，普遍的理性（la raison universelle）にほかならないことを是認する。[19]

神の観念の形成についてのプルードンの論議は，さらに，この観念が，人類の経験から帰納的につくり出されたものである，という見解に発展してゆく。

「普遍的理性は，けっして個人的な理性（la raison individuelle）のなかで与えられるのではないこと，すなわち，社会法則の認識あるいは共同的な観念の理論は，たとえそれが純粋理性の基本的諸概念から演繹されるものであるにせよ，それは経験可能なもの（tout empirique）であり，それは演

繹の道を経てア・プリオリに発見されたのではけっしてなく，帰納または綜合の道を経て発見されたのである。」[20]

こうして，神の観念または神の観念についての理論は，人類の経験のなかからえられたものであり，それゆえに，この観念の内実は，経験的に証明することができるし，またなされなければならない，という主張が導き出されるのである。このように，プルードンは，「経済的矛盾の体系」の課題が，この神の観念についての「科学的な，つまり経験による証明（démonstration）」にあることを明らかにする。そして，この証明については，プルードンはつぎのような見解すなわち，神の仮設を立証する（l' affirmer）ということは，神についての規定を与えることであり，その場合，規定は，経験的なものでなければならない，という見解を表明しているのである。[21]

以上，神の観念は，人類が，必然性または法則を，摂理としてとらえるところに成立すること，つまりこうした摂理を司る主体を神として信仰するところに成立したものであること，したがって，その神が，いかなるものであるかは，その神の摂理としての必然性または法則がいかなるものであるかを明示すればよい。そしてこの必然性が，経験的に確証され，規定されないかぎり，神がいかなるものであるかは，ア・プリオリに断定できない。このようなふくみをもって「偉大なる未知」としての神が仮設され，この神という無規定的な主題（sujet=主語）を必然性の解明を通じて確認し，それに規定（=述語）を与えることとが，「体系」全体の課題として提起されるのである。

こうして，「経済的矛盾の体系」の冒頭における神の仮設の意味は，ある必然性の論証についての問題提起であることがわかる。プルードンはこの論証を，体系全体の展開によって行うことを約束しているが，この展開の構造がどのようになっているか，つまりプルードンの提起した問題が，いかに解決されているか，についての検討は次章で行うことにして，ひき続き，プルードンの結論，すなわち神の規定について，ここであらかじめ分析しておこ

う。

〔 2 〕

プルードンの神，あるいは普遍的理性についての規定は，第8章「矛盾の法則のもとでの人間および神の責任または摂理の問題の解決について」と，第14章「まとめと結論」においてしめされている。

プルードンの第8章での論議は，前章までのカテゴリーの分析をうけて[22]，神を「悪」として規定すると同時に，この悪を否定的媒介として実現されるプルードンの必然性についての規定を中心として展開されている。

第8章で，プルードンは，第1期・分業から第5期・治安または租税にいたるカテゴリーの分析から，「悪 (le mal)」の存在を確証する。そして各カテゴリーを通じてえられた「悪」の系列の経験的な確証から，プルードンは神についての一つの規定を導き出す。すなわち，第5期までのカテゴリー分析による悪の系列の存在証明によって，善なる神の摂理（Providence）としてとらえられてきた必然性についての観念が，一つの幻想（illusion）にすぎないことを指摘し，そこから善なる神という観念を否定[23]して，有名な「神，それは悪である。」[24] (Dieu, C' est le mal.) という規定があたえられる。

ここで，神の摂理すなわち宿命または必然性が悪であることを証明し，この摂理の主体として表象される神を悪と規定する論理の筋に留意しておく必要がある。

さて，このようにして，通俗的見解 (l' opinion vulgaire) にもとづく善なる神の存在は否認される。しかし，このことは神についての幻想を拒否したものにすぎないのであって，かならずしも必然性そのものを否定したわけではもちろんない。むしろ，必然性そのものの確証を通じて，通俗的な神についての幻想をうち破るところにプルードンの上述の規定の意図があったのである。プルードンが，神を「悪」として規定した後で，神がもし存在す

るとすれば，それは，すでに破綻が明瞭となった妄想（la chimère）の見地からでなく，「知性の見地から（au même point de vue l' intelligence）」規定されねばならない，と述べているが[25]，このことは，そうした意図を裏付けるものと言えよう。こうしてみると，既述の神についての「悪」の規定は，すでに「知性の見地から」する必然性にたいする一つの規定であったことが判然とする。

具体的には，このような「知性の見地から」する，必然性についてのプルードンの包括的な見解は，つぎにみられる「経験による実証的な表示」を根拠とした説明のなかに見出すことができる。

「経験と事実は，人類がその発展のなかで，まげることのできない必然性にしたがっていること，そしてその（必然性の）法則は，現れ出てくるものであり，その（必然性の）体系は，社会においては，外からの教唆によっても，天啓の命令（un commandement providentiel）によっても，いかなる超人間的な思考によっても証言されることなく，共同的な理性（la raison collective）がそれを発見するにつれて現実化する（se réalise）のである。

いわゆる摂理（la providence）として信じ込まされてきたものは，つまるところ（comme le fond）この必然性そのものであり，そして共同的な人類の本質（l' essence de l' humanité collective）なのである。そして，この必然性は，体系的，進歩的なものとして現れてくるのであるが，しかし，だからと言って，それはある摂理（une Providence）のようなものを神のなかにも，人類のなかにも構成しはしない。このことを納得するには，無限振動（les oscilliation sans fin）および，社会の秩序がそれによって現わされてくる場合の苦悩にみちた試行錯誤（les tâtonnements douloureux）を想起するだけで充分であろう。」[26]

以上の敍述のなかに，プルードンの神についての考えかたが集約されている。すなわち，プルードンにとって問題なのは，必然性そのものであり，「知性の見地から」するならば，この必然性を主宰する超人間的な存在は必要ではない，という見方をそこに読みとることができる。そして，たしかに，

「体系」によって証明されるべく仮設された神とは，以上のような必然性の主宰者としての神秘的な神ではなく，必然性そのものを通じてあらわされるもの，必然性そのもののなかに人間が見出すことのできるものなのである。したがって，この必然性を除いては神を確証する手段はなにもない。つまり，プルードンの仮設された神は，必然性の確証によってはじめて証明されうるものであり[27]，必然性の規定そのものがすなわち神をあらわすのである。その意味で，プルードンの「知性の見地から」する神の規定は，まさにこの必然性そのものにほかならないのである。そして，いま，この必然性の一つの側面にたいして，「悪」という規定が与えられた，というわけである。

すでに示唆したように，プルードンの必然性についての規定は，この「悪」の規定におわっているわけではない。プルードンのこの規定のねらいは，むしろ，この必然性が「悪」の現存を一つの根拠（une cause）として生み出されるところの人間的自由によって「完成」(l' accomplissement) するということをしめすところにある。つまり，既述の「悪」の規定は，必然性の否定面についての規定であり，この「悪」が人間の自由にたいする欲求を喚起し，この人間的自由によって必然性は，より完全なものとされてゆく，というのがプルードンの「知性の見地から」する必然性の総体についての見解なのである[28]。したがって，「悪」の規定は，この必然性の，いわば否定的（négative）契機をしめすものであり，自由を媒介として実現される，必然性の肯定的（positive）な規定こそが，「必然性」についての積極的規定なのである。

この規定内容については，後に，あらためてとりあげるとして，以上のようにプルードンは，必然性を，悪と人間的自由との「対立」を通じて現実化し，完成してゆくものとして理解しているのであるが，ここで留意すべきことは，プルードンが，この「対立」を「神」と「人間」との敵対関係 (l' antagonisme) というかたちでとらえていることである。

「わたくしに言わせると，知性のある，自由な人間の根本的な義務は，彼の精神と意識の（なかの）神の観念をたえず追放すること（de chasser）である。というのは，神はもし，それが存在するとすれば，われわれの本性

(notre nature) にたいして本質的に敵対的 (essentiellment hostile) だからである。だから，われわれは神の権威をいささかも再建しはしないのだ。われわれは，神（の意）に反して，科学に，福祉 (bien-être) に，社会生活 (la société) に到達する。つまり，われわれの進歩の一つ一つが，神性 (la Divinité) をうちくだく過程での勝利なのである[29]。」……

「本質的に進歩的なものであるところの人間の運命 (destinée) に関連して，知性と自由は神のなかにそれとの対蹠 (un contrat) を耐えしのんできた。人間は神のなかにかれの支配者，導き手を（見出し）崇めるかわりに，神のなかに，かれの敵対者をみることができたし，またみなければならなかったのである[30]。」……

ここでプルードンが問題としている「神」とはたんなる悪としてのそれではなく，悪の必然性，宿命 (la fatalité) であり，本来的には悪であるところの必然性の一面が，善なる幻想のもとで崇拝されている，そうした幻影としての神が問題なのである[31]。

そして，注意をひくことは，プルードンが，この「神」を，人間がみずから生み出した幻影として把握するにとどまらず，その幻影をうらづける実像を問題にしようとしていることである。すなわち，プルードンは，かれ自身その主張をある程度是認している「新しい無神論者」としての「人間主義者たち」の見解をつぎのように要約する。

「総体としての（dans son ensemble）人類は，神という神秘的な名のもとで呼ばれる社会的天才 (la génie sociale) によって追究される現実である。共同的理性のこの現象は，人類が自己自身を熟視 (se contemplant) することによって，自己をして，人類を監視し，その運命を司るところの外部の，超越的な一つの存在だと思い込む一種の幻影 (espèce de mirage) なのだ[32]。」と。そして，神を悪と規定する過程で，この意識の「幻影」についての分析を終えた以上，「今後，神学的な仮設を再生産することは，科学における後退」を意味するとして，プルードンはこの神の観念を，ひたすら (uniquement) 社会と人間の現実に結びつける必要性を強調する。そし

て，これをうけてプルードンは，つぎのような興味深い見解を表明しているのである。

「宗教における神，政治における国家，経済における所有，これこそ人類が，それによって自分自身にたいして他人になり（devenue étrangère）たえず，みずからの手で自己を引きさき（se déchirer）つづけてきた三つの形態（la triple forme）なのである。このようなことは，今日では拒否されねばならない[33]。」

こうして，プルードンは，人間と神との関係について，たんに神の観念のなかに自己を確認することにとどまらず，これとの対決を強調し[34]，しかも，そのいわゆる「疎外された」観念としての神，国家，所有と人間の自由との敵対性の主張を通じて，現実の悪としての国家，所有，教会[35]の批判を行なっているのである[36]。

なお，関連して，上述の「敵対性」の意味するところについてここでさらに付言しておかなければならない。というのは，この内容は，プルードンの「弁証法」の重視すべき特徴をしめしているからである。

プルードンは神を「悪」として規定したあとで，「摂理の欠かんが，いかにして知性および至高の自由の観念と和解する（se concilie）か[37]」という問題を提起して，既述のような悪と自由との関係によって実現してゆく必然性についての考察を行なっているが，そこでは，非秩序をもたらす不完全さのゆえに，悪として規定されたところの摂理（神の法則）が根拠となって，自由が喚起され，この自由によって，秩序の実現，必然性の完成がえられる，という考え，つまり，そこには不完全＝悪[38]から，完全＝至高の自由へという論理構造が見出されるのである。そして，この必然性が「進歩的」であるというとき，それはまさしく，この不完全から完全への過程を表現したものにほかならない。

こうして，「苦悩にみちた試行錯誤」の道程としての必然性の現実化の過程は，悪と自由との対立の展開というよりは，不完全さを補うという意味での

進歩と改良の過程である[39]。プルードンの「弁証法」からすれば完全さは，不完全さの「否定」とみることも，また，そのかぎりでこれを「対立」としてとらえることもできよう。いずれにしても，プルードンの悪と自由，神と人間との敵対性の内容は，以上のような意味をもっていることに留意する必要がある[40]。

さて，本筋にもどって，それでは，プルードンの必然性の，「悪」を否定的契機とした人間的自由によってもたらされる肯定的（positive）な規定というのは，いかなるものであろうか。プルードンは「経済的矛盾の体系」の第14章「まとめと結論」のなかで，つぎのように述べている。

「平等は，社会の至高の法則（la loi suprême de la société）である。平等は，経済的進歩の第1の時期・分業とともにあらわれてきたことからもわかるように，それは，摂理の支配以来，たえず自己を顕現してきた（s' est manifestée）のである[41]。」

この指摘からも知られ通り，プルードンの必然性の積極的な規定とは「平等」（l' égalité）そのものにほかならない。つまり「悪」を否定する人間的自由によって実現される必然性の肯定的規定は，ほかならぬ「平等」だったのである。プルードンによれば「悪」は必然性についての一つの規定であった。そして，いまこの「平等」もまた同様に必然性についての一つの規定なのである。プルードンにとって，「平等」は「正義」をいみする[42]。つまり「平等」はここで「正義」におきかえることができる。

プルードンの必然性の総体は，実はこの「悪」と「平等」すなわち「正義」との対抗関係，または「アンチノミー（l' antinomie）」の関係[43]をさしているのである。つまり，必然性は，否定的（négative）規定と肯定的（positive）規定をもち，それぞれの規定は，「悪」と「正義」という，より一般的な規定のもとに総括されているのである。そして，この両者の対立を媒介するものが人間的自由であり，人間は正義の発見[44]と現実化の主体としてとらえられているのである。いわゆる通俗的な「神」は，その幻想性のゆえに，また，その「悪」のゆえに，人間的自由に敵対するものとして拒

否される。プルードンの「知性の見地から」する神＝必然性[45]は，「悪」と「正義」，善の幻影を伴った悪なる「神」と，正義実現の担手としての「人間」の自由との敵対関係を通じて完成してゆくものとして理解されているのである[46]。この必然性の「完成」がもたらすものこそ，至高の自由[47]であり，平等，正義の社会秩序である。したがって，その意味で「平等は社会の至高の法則」なのである。こうして，プルードンが「体系」を通じて論証しようとしたことは，この必然性の肯定的側面すなわち正義のたえざる実現の傾向であり，正義の必然性である。したがって，プルードンの「経済的矛盾の体系」の論証主題は，平等＝正義の必然性にほかならなかったのである。そして，この正義こそがプルードンの真の「神」にあたるのである[48]。

序言でのプルードンの「神の仮設」の謎は，いまや，こうして解明されるに至る。

プルードンは，神という名で，「悪」と「正義」という二つの相異なる，したがって「弁証法的」関係をもった一つの必然性を仮設したのである。この必然性はけっきょくのところ「共同的理性」によってとらえれた，「普遍的理性」としての正義の必然性に帰着する。プルードンにとって，この必然性は，経験的に確証されないかぎり，「科学的」に証明されたことにはならない。したがってそれは，体系の冒頭にあっては，仮設にとどまらざるをえない。冒頭における「弁証法の一つの手段」としての「神」とは，以上の必然性を「弁証法的」契機の側面からとらえたものであり，また，証明されるべく仮設された論証主題としての「神」は，悪を否定的契機とした正義の必然性そのものにほかならなかったのである。

さて，プルードンの，この仮設された「神」が，いかに確証され，いかに論証されているか。つぎにそれを分析し，あわせてこれまでの説明の根拠の明示にかえたい。

Ⅲ　「経済的矛盾の体系」の展開

〔1〕

プルードンの「経済的矛盾の体系」の論証主題（sujet）は正義の必然性であり，この必然性の科学的な論証は「経験による実証的な陳述によって」なされなければならない。「経済的矛盾の体系」は，まさに，こうした正義の必然性についての論証の「体系」なのである。そこでこの論証が，いかになされているかを，つぎに分析することにしよう。

まず内容にたち入るまえに，あらかじめ「経済的矛盾の体系」の構成の概略をしめしておこう。

最初，序言（prologue）において，体系の論証主題として神＝必然性が仮設される。ついで，第1章「経済科学について」では，従来の「政治経済学者」と「社会主義者」にたいする批判を通じて，プードンの経済科学が進歩をあらわす秩序の「法則」を，人間的事実，経験を通して明らかにすること，つまり，序言で仮設された正義の必然性の論証を示唆する。そして，第2章「価値について」では，この正義の法則をあらわすものとしての「構成された価値」（la valeur constituée）が，経済的機構のいしずえ（la pierre angulaire de l' édifice économique）として提示される[49]。

以上で，「矛盾の体系」において展開される論証に必要な道具だては，すべてそろえられることになる。そこで，第3章・第1期—分業からはじまる経済的カテゴリーの系列が，順次展開される。第4章「第2期—機械」，第5章「第3期—競争」，第6章「第4期—独占」，第7章「第5期—治安または租税」，そして第8章「矛盾の法則のもとでの人間および神の責任または摂理の問題の解決について」に至って，分業から治安または租税までの経験的カテゴリーの分析結果から「悪」の系列が確証され，従来の神の摂理についての幻想が拒否される。そして，ここであらためて「知性の見地から」みた真の神つまり正義の必然性についての科学的証明の必要性が確認される。こうして，第9章以下は，この第8章の問題提起をうけて，正義の発見（実

現)[50] のための探究が続けられる[51]。

すなわち，第9章「第6期—貿易の均衡」，第10章「第7期—信用」，第11章「第8期—所有」，第12章「第9期—共有」，第13章「第10期—人口」の各カテゴリーを通して，正義の実現の方向が追究され，第14章「まとめと結論」において，「第10期—人口」までの結論と，正義の実現のための実践の方向づけとしての「相互扶助」（mutualité）が示唆されて，「経済的矛盾の体系」の敍述はおわる。

以上が「矛盾の体系」の展開の概要であるが，この体系のなかで，第8章をなかにはさんで，第1期～第5期と，第6期～第10期とでは展開の仕方が若干違っていることに，あらかじめ一応留意しながら，以下，この体系の「弁証法的」展開を解析してみよう。

まず，第1期から第5期までのカテゴリーについてみることにする。ここでは，いずれのカテゴリーについてみても，それぞれが二つの規定のグループから構成されていることがわかる。いま，この二つのグループを，仮に〔P〕，〔N〕でまとめると，その内容は以下の通りである。なお，それぞれのカテゴリーおよび〔P〕，〔N〕の順序は，そのまま体系の展開の順序をしめしている。

第1期・分業 (la division du travail)：—〔P〕もろもろの平等が実現される方法；熟練と富の増大をもたらす：〔N〕労働者の隷属，魂の堕落，文明化した状態のもとでの貧困をもたらす[52]。

第2期・機械 (la machine)：—〔P〕人間的自由の象徴；人間的権利の表現；分業によって細分化された労働者の回復；苦痛の軽減；生産物価格の低下；新発見による進歩；一般的福祉の増加；知性と結びついて，平等をもたらす：〔N〕労働の停止；賃銀の低落，過剰生産と破産，労働者の社会的地位の喪失，種の退化；貧困をもたらす[53]。

第3期・競争 (la concurrence)：—〔P〕社会的自発性の表現：協業のささえ (rapport)；価値の構成と平等の到来の手段；個々の力の飛躍的発展のための自由の保障；民主々義と平等の象徴(emblème)；正義の鼓舞：〔N〕

生産の無政府性（(l' anarchie dans la production)，市場競争，貧困の増大，不必要な資本投下による実質的費用の増加，海賊的行為をもたらす[54]。

第4期・独占 (la monopole) ：—〔P〕人間または知性の勝利にみちた自由の表現；富の増加，社会の進歩をもたらす：〔N〕専制 (autocratie)；権利の濫用 (l' abus) を生む[55]。

第5期・治安 (la police) または租税 (l' impôt) ：—〔P〕所得の再配分（富めるものから貧しきものへ）；資本からの，つり合いのとれた奪還 (une reprise proportionnelle)；権力にたいする弱者の反抗：〔N〕不平等，偽善，貧困をもたらす；自由，良心，肉体，精神を破壊する[56]。

以上が，第5期までの各カテゴリーの規定内容であるが，各期を通じて〔P〕グループに共通して，平等あるいは平等に結びつく規定がふくまれているのにたいして，〔N〕グループについては，貧困 (la misère) ないしはこれに結びつく規定が同様に共通してふくまれていることがわかる。このように，各カテゴリーについて，相異なる内容をもった規定があたえられ，しかも，それらが各カテゴリーに共通しているということは何を意味するのか。

まず，各カテゴリーが，大別して，相異なる二つの概念規定をもつということ，このことは，カテゴリー（＝抽象概念）が，相異なる，不調和な，つまり「矛盾」した規定から構成されている，ということである。しかもこの規定は，経験的なものとしてあたえられているのである。つぎに，各カテゴリーに共通した規定がみられる，ということは，共通した基準にもとづいて，それらの規定があたえられていることを物語る。このことは，さらに言うならば，各カテゴリーの規定は，共通した，ある基準にもとづいて，二つのグループに二分されているということである。そしてこの共通の基準こそ，「体系」の論証主題としての平等＝正義にほかならないのである。すなわち，各カテゴリーの規定の〔P〕グループは，平等＝正義の基準からみた肯定的 (positive) な規定であり，これにたいして〔N〕グループは，同様に，否定的 (négative) な規定である。このようにして，各カテゴリーは，平等＝正義の基準からみて，相異なる「矛盾」した，肯定的規定と否定的規定の「

「アンチノミー (l' antinomie) 」からなっていることがわかる。しかも，これらの肯定的規定と否定的規定は，平等＝正義を基準とした二分法によって分類されたものであることも，また明白である[57]。

つぎに，各カテゴリーの関係についてみることにしよう。上述のカテゴリーの相互の関連は，最初の分業を除いて，先行するカテゴリーを否定するかたちをとっている。つまり，相互に「矛盾」する関係にあるわけである。この関係をより分析的にみると，最初の分業を例外として，各カテゴリーの肯定的規定が，先行するカテゴリーの否定的規定を否定するかたちで定立されていることがわかる。したがって，否定的規定が，つぎのカテゴリーの（肯定的規定の）設定のいわば否定的契機の役割をはたしていることは明瞭である[58]。

以上，第1期から第5期までのカテゴリーの規定についてみると，平等＝正義を分類基準とし，否定的規定を展開の契機とした分類体系が成立していることが明らかとなる。これを「表（タブロー）」[59]としてあらわしてみると，つぎのようなものとなるであろう。

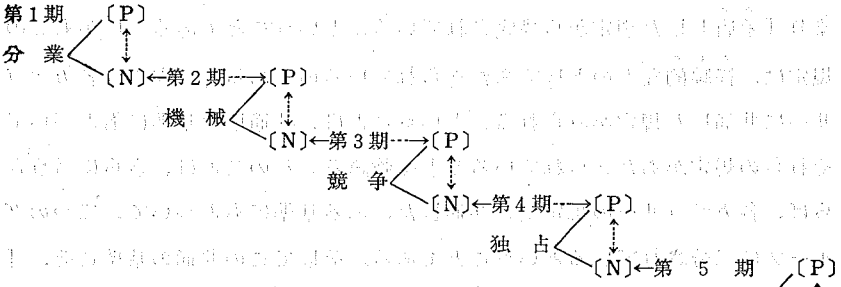

※ 1) 分類主題(基準)＝平等・正義。
2) 〔P〕……分類主題からみた肯定的規定。
3) 〔N〕……分類主題からみた否定的規定。

これらのカテゴリーの関係はすでにふれた通り，各カテゴリーの否定的規定を契機として結びついているわけであるが，これは，各カテゴリーが，プ

ルードンの言う，系列関係にあることをしめしている。しかもこの関係は，いずれも〔N〕と〔P〕との「矛盾」によって成立しているところから，この系列はまさしく，弁証法的系列にほかならない。同様に，この系列は，一定の分類主題（平等＝正義）のもとに統括された，弁証法的系列の体系でもある。

プルードンによれば，系列は法則すなわち必然性をあらわすものであり，証明（démontrer）とは，系列の諸項を継続的にたどる（parcourir）ことによって，諸項の間に同一性を検証する（vérifier）ことであるから[60]，上述のカテゴリーの諸規定をたどることによって，それらの規定の間に，「平等」なり「貧困」なりの同一性つまり共通性を検出してみせることによって，「平等」と「貧困」の対立関係の系列＝法則[61]が，経験にうらづけられた規定を通して確証され，その結果，必然的な法則[62]として証明されることになる。プルードンにとっては，平等については既述の通り正義を意味し，また貧困については，後にみるように悪と考えられているから，したがって前述のカテゴリーの「弁証法的系列」は平等＝正義と，貧困＝悪との対立の必然性を論証する体系を構成していることになるわけである。

以上，第5期までの「矛盾の体系」の展開についてみると，すでにみた「系列の弁証法」が適用されていることは明瞭であろう。

そこで，さらに，以上の分析の意味を，第5期までの体系の展開をうけてなされている第8章の「神」の論議に関連づけて，考察してみることにしよう。

これまでの分析から，第8章での「神は悪である」という規定は，既述の〔N〕グループの規定の系列をあとづけることによって見出された，必然性（＝神）についての規定であることは明白である。

つまり各カテゴリーの平等＝正義からみた否定的な諸規定は「悪」というより一般的な規定に総括されていることがわかる。各カテゴリーの否定的規定が「悪」だとすると，プルードンの「矛盾の体系」は，すでにみたところから知られる通り，「悪」が（否定的）契機となって展開している体系とい

うことができる[63]。そして，この悪としての〔N〕の規定を否定するかたちで〔P〕が，たえず定立されていることもすでに解明したところであるが，このことは，悪を根拠とした人間的自由によって，必然性，すなわち厳密に言うと，平等＝正義の見地からみた必然性の肯定的側面がたえず実現してゆくという主張ををうらづけている。

平等＝正義からみた肯定的側面をあらわす〔P〕の規定は，たえず〔N〕によって否定され，この〔N〕を契機としてつぎの〔P〕がこれまたたえず定立される関係が続いている。このことは平等＝正義の実現つまり，平等＝正義の社会秩序の実現の道が，けっして平坦なものではなく，「苦悩にみちた試行錯誤」の連続すなわち〔N〕によって，たえず否定されるジグザグの道程であるという理解に結びついていることも明らかである。

〔2〕

第8章を中にはさんで，第9章「第6期―貿易の均衡」以後の体系の展開の仕方は，第5期までのそれほどには明快ではない。すなわち各カテゴリーとも，それぞれ，肯定，否定の各側面からとらえられてはいるものの，これらのカテゴリーを結びつける展開の論理は明晰ではない。とりわけ，展開の契機が，かならずしも明確になっていないばかりでなく，これを欠く場合もみられる[64]。

以下その展開を分析してみよう。

まず，第9章「第6期―貿易の均衡（la balance du commerce）は，第5期の租税負担を賃銀増加によって補う（＝否定する）ための販路の拡大という根拠で導き出される。ここではまず，「自由貿易」が定立され[65]，この肯定的規定として，富の増大，人類の福祉（bien-être）の創造；否定的規定として，小産業の破滅，労働者階級の隷属と貧困化が明らかにされる[66]。そして，注目すべきことは，この「アンチノミー」の解決の方向が，ひきつづいて，この章のなかでしめされていることである。この章の主題として掲げられている「貿易の均衡」による解決がそれである。この貿易の均衡は，第

2章「価値について」でしめされている「構成された価値」論の国際取引における適用を意味している。すなわち，国際的な商品取引が，等労働量の交換に基いてなされるならば，その結果として，貿易差額の均衡が実現し，国民相互の平等な交換，すなわち国際的な労働の組織化（相互扶助）が現実となる，という主張がなされる[67]。第9章は，こうして，一応解決したかたちをとっているのである。

第10章「第7期—信用」（le crédit）は，論理的にはかならずしも第6期を前提としないかたちで論述されている[68]。ただ，第6期との関連で，国際的な労働の組織化が，第5期までの展開に対置されていることの確認のうえにたって「信用」の論題に入っていることは注目してよい。

まず，プルードンによれば，信用の出発点は貨幣であり，この貨幣としての金，銀の価値が，最初に「構成された」ことが指摘される。そうして，このような貨幣を前提として，貨幣にまつわる特権（privilége）と，貨幣を神として崇拝する貨幣の宗教を，人類の理性と正義の努力を通じて廃止し，本来の諸価値の一般的な「構成」を実現する方向が追求される[69]。そしてそこで，プルードンは，生産は決定的には組織化されえないであろうが，交換と流通については，決定的に組織化されうる段階にあることを示唆する[70]。こうして価値構成の実現の方向が，つぎの信用制度の発展の三段階においてしめされるのである。

(1)　貨幣の，交換手段としての不完全さによって，為替手形(la lettre de change) が発生する。

(2)　(1)を基礎として，銀行割引が発生し，銀行券が成立する。同時に擬制 (fiction) がこれとともにはじまる。

(3)　(1)，(2)の結合[71]として，利子をふくんだ商業手形 (billet) による信用が成立する。

そして，この(3)の段階にたいして，利子をふくまない商業手形による信用制度が，将来あるべき，望ましい制度として対峙される。つまり，この制度のもとでは，「労働の法則」すなわち等労働量を基礎とする価値（＝構成され

た価値）に裏付された平等が実現し，これによって高度の人類の歩みが可能になるというのである[72]。

さて，こうして信用こそ，従来の「悪」の系列にたいする「反撃の行為をうちかため（consolider），陣地を強化（fortifier）」すべき段階として提起される[73]のであるが，しかし，第3段階の信用は，信用という名のもとで労働者を欺瞞し，隷属させるところの，信用創造にまつわる虚偽と結びついた否定的側面をもつ[74]。このことから，「第8期—所有」が導き出される。第11章「第8期—所有（la propriété）」は，「第7期—信用」の否定的側面としての虚偽を補う（＝否定）かたちで定立される。すなわちここでは信用の実際的な保証のための抵当（l' hypothèque）として，「所有」（propriété）が措定されるのである[75]。ここでの所有は，このような位置づけからも知られるように，信用の組織化，信用の発展の見地からとらえられていることは明白である。このことは，所有の肯定的規定として，家族制度の維持，生産および流通の保証，個人の自由の保護等があげられている[76]ところから，より判然となる。というのは，この所有（la propriété）の肯定的規定は，プルードンの所持（la possession）に対応するものであり[77]，それはプルードンの望ましいと考える信用制度の保証となるべきものだからである[78]。

他方，所有の否定的側面は，所有が独占の高められた（élevé）形態である，という理解から，「第4期—独占」の否定的規定がそのままあたえられる。

第12章「第9期—共有（la communauté）のカテゴリー」は，上述の通り，所有が独占の高められた形態であったところから，この独占の否定的規定に対抗して定立された第5期—治安，租税に対応するかたちで導き出される。「共有は国家の高められたもの，治安の賛美にほかならない[79]」。そして，ここで特徴的なことは，この章が，共有を主張するいわゆる共産主義者（共有主義者），主としてカベ（Cabet）の批判を通じて，共有が貧困なる宗教であるという結論[80]を導き出すに至るまで，終始，共有の否定面の摘発を行なっていることである。その意味で，この第12章は，全体として，第6，7，8，の各期で示唆されているプルードンの問題解決の肯定的方向に対抗する

否定的方向，つまり共有主義（la communauté）の目ざす解決の仕方に対する批判にあてられている，と言えよう。

第13章「第10期―人口（la population）」は，内容的には，文明のもとでの貧困（la misère du civilisé）を扱ったものである[81]。ここでは，これまでのカテゴリーと違って，まず，人口と結びついた文明の状態のもとでの貧困についての否定的規定があたえられ，この，秩序の欠陥から発生する貧困の解決の方向が提示される。すなわち，プルードンは，まず（文明化された社会の）「貧困は，社会組織における悪である[82]」と規定したうえで，主として，マルサスを中心とした「政治経済学者」の批判を通じて，貧困が，人間の理性と自由の発現としての労働によって克服され，人口と生産との間に一つの均衡（l' équilibre）が成立するような社会秩序の実現が暗示される[83]。

こうして，否定的規定からはじまるこの「貧困」のカテゴリーは，肯定的規定としての平等＝正義の支配する社会秩序の実現を展望する第14章「まとめと結論」へと導かれるのである。

こうして，「貧困の哲学」という副題をもった「経済的矛盾の体系」は，「悪」としての「貧困」の克服の必然性を肯定して，すなわち平等＝正義の実現を示唆しておわっているのである[84]。

以上，第９章以降の体系の展開の仕方をみると，プルードンの観点は，第８章での正義の必然性の論証を前提として，それ以後の章からは，この必然性の実現の可能性の探索に転じたものと考えざるをえない。つまり，必然性の「論証」は，第８章をもって一応完了したというプルードンの了解をそこで想定せざるをえない。そうだとすれば，第９章以後の各章は，正義すなわち，その経済学的表現としての「構成された価値」，および労働の組織化の実現をめぐる問題を軸として論じられているということが判明してくる[85]。第９章以後は，その意味では，第８章までに完了した必然性（＝法則）の論証を前提にして，正義の実現のための政策論を展開したものとして理解することができる。とりわけ信用論を中心とした論述[86]は，無償信用制度の「実験」と

結びつけて考えるとき，たんなる既存の経験による確証をこえて，経験そのものを主体的に創造してゆくこと，そして，このつくり出された経験を通じて，正義を「実証」してみせようという，きわめて実践的なプルードンの「論証」意図を，そこに見出すことができよう[87]。

Ⅲ　「経済的矛盾の体系」と歴史—
—むすびにかえて—

プルードンの「経済的矛盾の体系」は，これまでの分析から明らかになったように平等＝正義の必然性の論証「体系」であり，悪としての貧困の克服を実践課題とする「貧困の哲学」にほかならない。そこでは，まず，論証主題としての平等＝正義の必然性が仮設され，ついで分業にはじまる経済的カテゴリーの内容をあらわす経験的規定が，平等＝正義を基準（分類原理）とした二分法によって，つまり，平等＝正義にとって肯定的なものと，否定的なものとに分類される。そして，この肯否の対立の必然性は，この区分肢としての経験的規定をたどることによって，すなわち同一性をあとづけることによってえられる系列の検証によって，経験的に(＝科学的に)確証されたと考えられる（第８章まで）。こうして，この確証を前提として，平等＝正義の実現のための実践（＝試行）意図をふくんでカテゴリーの検討が行われ，それは，相互扶助（mutualité）の組織の展望をもっておわる(第14章まで)。したがって，「経済科学の対象，それは正義である[88]」とプルードンが「体系」の結論で述べるとき，それは以上の論証過程とその主題について言及したものと言うことができる。

なお，古典経済学との関連では，プルードンが「人類における秩序の創造について」のなかで，従来の「政治経済学（l' économie politique）は，素材に富み，計算と統計によって，ひじょうによく諸観察を引出しているにもかかわらず，それは混乱以外の何ものでもなく，少しも分類されず，関係づけ（se lie）られもせず，そしてまた整序されないままにおわっている[89]」と批判して，「系列の弁証法」というプルードン独自の経済学方法論を提示

していたわけであるが，いま，ここで，そうした古典経済学批判としてのプルードンの「経済科学」の「体系」が，正義の主題にもとづいて，既存の「政治経済学」のカテゴリーを分類，再編，体系化したものとして結実していることを，われわれはまさに「確証」することができるのである。

さて，以上の体系の展開をつらぬいている方法は，まぎれもなく，最初にしめした「系列の弁証法」であり，その基本構造は，分類原理の適応である。したがって，体系の基本構造から言って，時間つまり歴史の入り込む余地はないはずである。ところがプルードンは，各カテゴリーについて1期から10期までの時期（époque）を付しているのである。はたして，これは時間的経過をふくむ歴史過程をしめすものなのであろうか。

プルードンは「人類における秩序の創造について」の第5章・歴史(l' histoire) において，歴史の意義を，「秩序の創造における自然の働き」を事実を通じて確証すること，あるいは，科学的な諸観察を通じてそれを記述することのなかに見出している[90]。ここでは，プルードンが，歴史（イストワール）を，自然界の組織的記述，とりわけ，動植物を分類し，体系づけることを目的とした自然誌（*l' histoire* naturelle）の記述（イストワール）に対応させて考えていることがわかる。「経済的矛盾の体系」での歴史も，これと同様の観点からとらえられていることは，この「体系」をプルードンが，ジュシュー（Jussieu），キュヴィエ（Cuvier）の分類体系と同一の名称をもった（au même titre）「労働の自然誌」（l' histoire naturelle du travaille）である[91]，と規定していることからも明らかである。

プルードンによれば，経済科学の対象は，究極的には自己（（le moi）であり，「人間的な自己は，労働によってあらわされる[92]」から，労働によってあらわされる人間的自己，あるいは人間的自由を媒介として実現される平等＝正義の「秩序の創造」を，経験的に確証し，組織づけた「経済的矛盾の体系」は，まさしく，労働（＝人間的自己）を基軸とした，体系的な記述ということができよう。しかもプルードンにあっては，「系列」そのものは根本的には自然的なものとして理解されている[93]ところから，この矛盾の系列

の体系も，ジュシューなどのそれと同様に自然的な法則（＝必然性）をあらわすことは明白である。そのうえさらに，この「体系」の組織原理は，自然誌のそれと同じ分類の原理にもとづいていることも，すでに解明した通りである。したがって，プルードンが，「経済的矛盾の体系」のなかで，「歴史」を「表(tableau)」あるいは「体系（système)」と相同な(homologues)ものとして規定するとき[94]，それは自然的なものとしての平等＝正義の秩序のあらわれの体系的記述を意味していることには，もはや疑問の余地はないであろう。

こうして，ジュシュー，キュヴィエの分類体系に時間がふくまれないのと同様に，プルードンの「体系」にも，論証の記述はあっても，時間的経過を意味する，いわゆる歴史は，体系の基本的構造のなかには，本来的にはふくまれえないのである。したがって，プルードンが，つぎのような主張を行うとき，それは，以上のような意味の「歴史」についての確認を基本的に行っているとみなければならない。

「われわれは，時間の秩序にしたがって歴史をつくるのではけっしてなく観念の継起にしたがって歴史をつくるのである[95]。」

以上のことから，各カテゴリーに付された期（époque）は，プルードンの体系の論理構造からするならば，実質的には，連続したカテゴリーの系列を順序づける序数詞的な意味しかもちえないことが了解されよう[96]。ただ，それにもかかわらずカテゴリーの展開過程に，あたかも時間的要素がふくまれているかのようなプルードンの言辞が散見するとすれば，それは，「系列」なるものが本来もっている連続性の表象と連想関係にある進歩の観念が，体系の基本構造としての「自然的記述」に重ね合わされたためであろう[97]。

プルードンの「アンチノミー」の系列が，進歩の概念と結びついていることはすでに指摘したところであるが，このことは，体系の展開が，同一次元での「アンチノミー」のたんなる繰り返しにとどまらない，いわば一つの進展（l' évolution）の過程をしめすものという理解を生む。この進歩がどのようにプルードンの基本的論理のなかにはめこまれているか，この問題を最後に検討しておくことにする。

プルードンは，第10期・「人口」における文明のもとでの貧困によって，「体系」は出発点に戻ったとしている。[98] これは，第1期の分業が，文明のもとでの貧困の第1原因（la cause première）として規定されているところから，そのように述べられているのであろう。このことを述べた片言隻語だけからするならば，プルードンの「体系」が円環的構造をもっているかのようにうけとられよう。しかし，プルードンの「体系」はすでにみた分類体系という構造からして，けっして閉じてはいないのである。むしろ可能性としては，無限の事実（＝経験）に向って開かれていると言える。したがって，この「出発点にたち戻った」ということの意味は，実は平等＝正義の基準に照して否定的な「貧困」の問題が，「体系」において解決すべき名実ともに最初にして，最後の問題であることをしめすものなのである。（「貧困の哲学」というこの体系の副題を想起せよ[99]。）そして，「体系」の最後に位置づけられた悪としての「貧困」に続くものとして，これを否定する「平等＝正義」の肯定的規定の定立が，論理的可能性として想定されるが，それは，「まとめと結論」における「相互扶助」への展望をもった敍述にしめされている。

このように，「体系」は平等＝正義の可能性に向って開かれたまま終っているのであるが，しかしプルードンの「体系」においては，正義のたえざる実現の必然性は，たしかに確証されてはいるが同時にまた，これにたいする否定としての「悪」も，同様に必然的なものとして確証されているのである。したがって，このことから，正義が最終的に勝利するという意味での正義の必然性は何ら論証されてはいないことは明らかであろう。むしろそこでは，「平等」と「貧困」，「正義」と「悪」は，「均衡（l' équilibre）」を繰り返しながら，無限にその「アンチノミー」を展開してゆくものとして把握されているのである[100]。

ただ，ここで見逃してならないことは，正義の肯定面はこのようにして，たえず悪によって否定されるにしても，悪が不完全さを意味するとすれば，この悪を否定する正義の肯定面は，その一つ一つがより完全な秩序への，す

なわち完全な正義と至高の自由へ向っての無限の「進歩」の高標をあらわしているということである。したがって「正義」と「悪」の「アンチノミー」の無限の系列が，プルードンの「弁証法」の特徴であるとは言っても，それは同一次元での繰り返しを意味するものではなく，至高の自由，完全な平等＝正義へと収斂する系列としてそれを理解すべきであろう[101]。

プルードンの「経済的矛盾の体系」では，そのような眺望のもとでの正義の必然性が論証されていたのである。

〔注〕

1) マルクスの「哲学の貧困」(1847) 第2章「経済学の形而上学」をみよ。

2) 一般的なだけに枚挙にかぎりがない。ここでは古典的なものとして，Pascal, B. にプルードンの方法の源流をもとめる Sainte-Beuve*と，Krause, Ahrens を媒介としたプルードンと Hegel との関係をとりあげた，比較的最近の Gurvitch ** をあげておく。

* Halévy, D : La vie de Proudhon,(II. P.-J. Proudhon, par Sainte-Beuve) Paris, 1948. cf. p.290

** Gurvitch, G : Dialectique et sociologie. Paris, 1962. cf. pp.96—117.

3) わが国については，そのような分析がほとんどないことは周知の通りであるが，フランスでなされたもので，方法論的な関心から「体系」全体を問題としているものにChen Kui-Si の研究* があり，最新のものとしては，Ansart, P. の著作** がある。前者については，「体系」の内容についての掘り下げが充分とは言えず，Hegel 主義との関係で重要な意味をもってくる「神」と「体系」との関連が追究されてはいない。後者については，「体系」の分析を本格的に扱ったものではないが，いくつかの適確な指摘をふくんでいる点で注目される。なお，フランス以外の研究では，古典的な地位をしめている Diehl, K. のもの*** が，「体系」の分析にたって，Hegel の一定の影響をみとめている代表的な研究として注目されよう。

* Chen Kui-Si : La dialectique dans l′ oeuvre de Proudhon. Paris, 1936.

** Ansart, P : Marx et l′ anarchisme. Paris, 1969. cf. pp.164—172

*** Diehl, K : Pierre Joseph Proudohn, seine Lehre und sein Leben. cf. Abteilung II 1890 (Darmstadt, 1968)

4) 本稿での使用テクストは下記の通りである。

以下，Ordre. と略記する。

De la création de l′ordre dans l′ humanité, ou principes d′organisa-

tion politique. (OEuvres complètes de P-J. Proudhon, Nouvelle édition) Paris, 1927.

5) 「系列の弁証法」の詳細な分析については下記の拙稿* を参照のこと。

* 「プルードンの『系列の理論』について」その(1), (2) 経済論集（北海学園大）第18号（1967年10月），および同誌第16巻第1号（1968年7月）

6) Ordre. p.193

7) Ordre. p.196

8) Ordre. p.144 et N.B. 123

9) Ordre. p.200

10) このような点をさして，Gurvitch, G. はプルードンの弁証法が Antinomie 概念の拡張しすぎ (l' inflation) だと批判している。*

* Gurvitch, G : Pour le centenaire de la mort de P.-J. Proudhon, Proudhon et Marx : Une confrontation (Cours Public 1963—64) Paris, 1966. cf. p.126

11) Ordre, p.201, p.205

12) Ordre. p.206

13) Ordre. p.200

14) Ordre. pp.295～296

15) 本稿では下記のテクストを用いている。以下この第1巻を Cont. I., 第2巻を Cont. II. と略記する。

Système des contradictions économiques ou philosophie de la misère. I-II (OEuvres complètes de P.-J. Proudhon, Nouvelle édition) Paris, 1923

16) Cont. I pp.33—34

17) 論証主題を公理としてではなく，仮設として設定するプルードンのこの考えには，18世紀以降の自然科学，とりわけ数学の発達の影響をみることができよう。なお，プルードンは，1843～44年頃のものと思われる「手記」* のなかで，Voltaire の「神が存在しないとすれば，それは発明されねばならない。(Si Dieu n'existait pas, il faudrait l'inventer.)」を評して，「道徳的法則はまったく客観的」なものであり，したがってそれは，「事実の法則のなかにその証明を見出す」ことができるものであると主張している。なお，この Voltaire の命題については「体系」のなかでも扱われている。**

* Carnets de P.-J, Proudhon vol. I (1843—1846) Paris, 1960. cf. p.40 (以下 Carnets. I と略記する。)

** Cont. I., p.382

18) Cont. I., p.35, p.53

19) Cont. I,. pp.34—36

以上のプルードンの主張のなかに，左派ヘーゲル主義者を通しての* Feuerbach の影響を明らかにみとめることができる。なお，プルードンは，1839～40年にかけて出版された Littré による Strauss の Das Leben Jesu. Tubingen, 1835 の仏訳 La vie de Jésus, Paris, 1839—40. 4 vol. を直接読んで，深い感銘をうけている。* この影響は，神を共同的な観念の産物としてとらえているところにあらわれていると言えよう。

* Halévy, D; op. cit., pp.276—284

** Ecrits sur la religion. (OEuvres complètes de P.-J. Proudhon. Nouvelle édition) Paris, 1959 cf. p.206, N.B. (3), p.331

(以下 Ecrits. と略記する。)

20) Cont. I., p.36

プルードンのここでの経験論的立場は方法論的には，すでに「秩序の創造」において明確化されている。*

* Ordre., p.268

21) Cont. I., p.51

22) プルードンは，第8章で，つぎのようにのべている「現在のわたくしにとって問題なのは，… 神の振舞（la conduite de Dieu）について考えねばならないこと，つまり，すでに確証した（constaté）社会における進展（l′ évolution）の事実の見地から（神を）知る（de savoir）ということである。」* なお，プルードンは，分業をはじめとした各期の概念を実際，「カテゴリー（catégorie）」と呼んでいる。**

* Cont. I, pp.377—378

** Cont. I, p.179

23) プルードンの，神を悪と規定する論議の一例をあげるならばつぎのようなものである。

「幾何学の法則にもとづいてこの世界を創造した後で，神はわれわれの精神にわれわれの落度ではなしに，四角かも知れない円を，あるいは，円い四角を信じさせたままにしたとしたならば，そして，そのときからこの誤った考えが，われわれの数え切れない悪の系列をもたらしたとするならば，とがめらるべきは神ではないのか。まだある，…… 神，摂理としての神（le Dieu, de la Providence）は人類を支配しながら（そのようなことを）行ってきたのだ。わたくしが神を弾劾するのはここにある。神はその永遠性のゆえに，われわれ死すべき人間が，6000年の苦汁にみちた経験の後に，社会における秩序，つまり自由，富，科学というものが，各人1人1人が絶対的なものとみなされたことのために悲惨の深淵につき落された（自由，富，科学と）正反対の考えとの和解（la conciliation）によって実現さ

れるということを知っていたのである。」*

「神の意に反し，旅の打傷（meurtris）にもかかわらず，ついに，われわれが，自分たちの道を再認識すること，つまり神がわれわれに課した試練（les épreuves）によって，われわれが，より知的に，より自由になることが，神の栄光を傷つけることになるように思われる。」**

「……神についての，父，王，審判官，善，寛大さ，救い，酬い，罰の肩書きを，わたくしは神から剝奪する。摂理の観念を構成するこれらすべての属性は，文明の自律性と相容れない人類の一つの戯画（une carcature）である。」***

* Cont. I., p.379

** Cont. I., p.380

*** Cont. I., p.384

24) Cont. I., p.384

25) Cont. I., p.384

プルードンは摂理にたいする幻想にもとづいた Saint-Simon 主義者たちの批判を，すでに「秩序の創造」のなかで行なっている。* 同じようなSaint-Simon 主義批判の意図が，ここにふくまれていることは想像にかたくない。**

* Ordre., p.359 et N.B. (251)

** cf Ecrits., p.48

26) Cont. I., p.385

27) これにたいして，超越的な神の存在は，必然性の確証だけからは，証明されえない。したがってプルードンは「体系」では一貫して必然性の背後に神を想定する立場については態度を保留している。この（背後の）神は，しばしばプルードンの未確証の神＝必然性と混然としていて，明晰に区別しがたいが，そうだとしても，「神がもし存在するとすれば」という慎重な言い方をプルードンが「体系」では一貫してとっていることからも上述の態度をうかがうことができよう。そして，けっきょくは，このような「神の存在も，本性も証明することはできない」という結論を，1851年10月12日付の Robin, C. 宛の手紙のなかでしめす* に至るのである。

* Ecrits., pp.51—52

28) Cont. I., p.387

29) Cont. I., p.382

プルドンの立場はここにみられるように反神論（antithéisme）であることは知られている。この立場は1858年の『革命と教会における正義』において確立されるが，* 『矛盾の体系』でプルドンがとったこの反神論は，Haubtmann, P. によれば，Grün, K. によってプルードンにもたらされた Feuerbach の無神論（athéisme）を批判し，* なおかつ理神論（déisme）に陥ることを避けようとすれば，このような反神論の立場をとらざるをえなかった，とされている。*** なお，プル

ードンのこの立場の根抵に「理神論」批判がふくまれていることをRuyssen, Th. が指摘している。****

* Ecrits., p.69

** cf. 本稿 注 (34)

*** Carnets. I., p.119

**** Ecrits., p.51

30) Cont. I., pp.396—397

1845年の「手記」のなかで，プルードンはつぎのように述べている。「神．地上における人間の運命 (La destinée) は，神とたたかうことだ—神が人間に自己を顕現するかぎり—そして，科学によって神秘主義に，自由によって権威に，労働の組織と価値の構成によって所有に，同時にうちかつことだ」*

* Carnets. I,. p.139

31) プルードンも自認している* ことだが，この考え方は明らかに Feuerbach の影響である。

* Cont. I., p.389

32) Cont. I., pp.388—389

33) Cont. I., p.389

これまでの主張を後にみるプルードンの実践的立場と結びつけると，Feuerbach をこえて，左派 Hegel 主義者，とりわけ当時の Hess（および Marx ）の疎外論に近い主張を行なっていることがわかる。

34) プルードンは，Feuerbach の影響をうけながらも，その「人間主義」にたいして，きびしい批判を浴せている。それはつぎのような規定に端的にあらわれている。「人間主義は，完全な人間つまり神を想定することによる完全な宗教である」*

プルードンにとっては，Feuerbach のように神のなかに自己を確認することが問題なのではなく，観念としての神と人間との間の矛盾，観念と現実の矛盾が問題なのである。**

また，この「人間主義」批判は，Saint-Simon 主義者にも向けられていることも指摘できよう。***

なお，1851年7月10日の「手記」にはつぎのように書かれている。「神の批判は，まだ少しもなされていない。Feuerbach の批判は，粗削りであり，がさつである。この仕事はやりなおす必要がある」****

* Cont. I., p.392

** Cont. I., pp.393—394

*** 本稿注25) 参照

**** Carnets, I., p.267

35) プルードンの宗教上の神にたいする批判は，17才頃からはじまるカトリック教会にたいする敵意と切り離して考えることはできない。したがって，宗教上の神の現実的な形態としての形骸化した宗教制度にたいする批判が，この段階においてもふくまれている。*

* Ecrits., p.52, p.60, p.69

36) プルードンの神の批判は，宗教上の神にとどまらず，外的権力としての国家，所有はもちろん，貨幣，政治経済学，共有主義，哲学等々の神格化に結びついた神をも批判している。たとえば「所有は，力（la force）の宗教」（Cont. Ⅱ., p. 239），「君主制，民主制は，いずれも権威（l′ autorité）の宗教」(Cont. Ⅱ., p. 239)「哲学は理性の宗教」（Cont. Ⅱ., p.239），「政治経済学（l′ économie politique)は，所有の宗教の神学（théologie）」（Cont. Ⅱ., p.237），同様に，「共有主義（la communauté）は貧困なる宗教」（Cont. Ⅱ., p.302），そして貨幣もまた，神としてとらえられている。（Cont. Ⅱ., p.89)

以上，「外化された」自然，社会等の拘束関係を，すべて「宗教」というかたちでとらえる左派 Hegel 主義者の影響は歴然であろう。

37) Cont. Ⅰ., pp.384—385

38) プルードンは1843～44年頃の「手記」* のなかで，悪（le mal）について規定している。それによると悪は「それぞれの対象の純粋な形態（la forme pure）と対蹠するすべてのもの」のことであり，「悪は，根抵的には（au plus bas degré）不完全さ（imperfection）であり，したがって，不体裁，非秩序，混乱……である」そして，「進歩は悪を説き明す。（explique）」とのべている。

* Carnets. Ⅰ., pp.38—39

39) プルードンの弁証法の「矛盾」が，かならずしも対立を意味しないこと* と相まって，この進歩と結びついた改良的な，連続的な弁証法の性格については，Chen Kui-Si が，プルードンは「進歩」と「革命」を混同していたという評価のもとで，「飛躍の理論」(la théorie du "par Bond,) の問題として，くわしく扱っている。**

* 本稿 注 10) を参照

** Chen Kui-Si; op. cit., p.121 sq.

40) Gurvitch, G. は，この対立を，集合力（forces collectives）と，共同的理性（raison collective）との対立としてとらえている。とりわけ前者は，分業にもとづく協業というかたちの Prométhée に象徴される人間（＝社会）の労働をあらわしており，これと神との間の「弁証法」という理解がなされている。*

* Gurvitch, G : Dialectique et sociologie. op. cit. p.102

41) Cont. Ⅱ., p.399

なお，「……平等のみがわれわれの規範であり，理想である」という第3章の規

定* と，Picard の注を参照。

* Cont. I., p.137, et N.B. (33)

42) プルードンにとっては，「個人の平等は，正義の本質（l′ essence）である。」と指摘して，プルードンの平等と正義との同一性の関係を解明した Schatz, A. のすぐれた古典的研究がある。

Schatz. によれば，プルードンの「正義」はその形態として，自然においては「均衡（équilibre)」の名によってあらわされる「平等」をもっており，社会においては，個人の平等（l′ égalité personnelle）をもっている。そして，正義は，これらの形態（forme）を通じて人間が発見し，人類はそれに向ってつき進んでゆくというのである。*

* Schatz, A : L′ individualisme économique et social, ses origines.-son évolution ses formes contemporaines. Paris, 1907 cf. pp.495—496

43) 「アンチノミー（Antinomie）は，字義からするならば contre-loi のことであり，それは原理における対立（opposition）あるいは関係における敵対（antagonisme）と言える。それはちょうど矛盾（contradiction）あるいは anti-logie が論説（le discours）における対立または対蹠（contrarité）をさすのと同じである。」*

「アンチノミーは，二つの面（face）つまり肯定的（positive）な面と，否定的（négative）な面とをもった一つの法則（une loi)の観念（concpetion)である。」**

以上が「体系」の「価値について」の章のなかでのプルードンの「アンチノミー」の定義であるが，これは，矛盾とアンチノミーがほとんど同義に使われていることをしめす。そして，プルードンの「体系」は，このアンチノミーの定義通りの関係をもって展開しているのである。プルードンによれば，アンチノミーは人類における進歩と均衡の原理なのである。***

なお，Chen Kui-Si は，プルードンのこのアンチノミーが，カントの「純粋理性批判」におけるカテゴリー表のなかの関係に対応していることを明らかにして，ヘーゲルの影響を否定している。****

* Cont. I., pp.98—99

** Cont. I., p.99

*** Cont. II., p,396

**** Chen Kui—Si, op. cit., pp.67—68 および本稿 注 71）参照。

44) 正義の必然性は，実現されるためには人間によって，それが発見されねばならない，という理解が，プルードンにはある。

「人間は，その起源からして，一つの既定の必然性のもとに，絶対的，不可抗力的な一つの秩序のもとにおかれているのだ。しかし，この秩序は，それが実現されるためには，人間がそれを発見しなければならない。この必然性は，それが実現する

(existe) ためには，それが見抜かれ (devine) ねばならない。」*

* Cont. I., p.381

45) プルードンは，1845年10月1日の「手記」* のなかで，対立者としての「神」と「人間」の総合 (synthèse) を，未知をあらわす，したがって，仮設された神を意味すると思われるXでしめし，これが，Hegel の絶対者 (Absolu) に相当するものであることをしめしている。このことから，絶対者 (神) の自己実現過程として，必然性をとらえる Hegel 的な発想をプルードンの神=必然性の関係のなかに推論することにはそれなりの根拠が与えられよう。

* Carnets., I. p.144

46) プルードンは，1845年の「手記」のなかに，左派 Hegel 主義者の影響が明瞭に読みとれる，つぎのような注目すべき見解を書きつけている。

「宿命 (la fatalité) にかんして論議するならば，法則ほど宿命的なものはない。……必然性 (Nécessité)は，すべての法則を司る。ゆえに必然性は法則に等しい。ゆえに至高の必然性=至高の法則：ゆえにこの必然性は，……非人格的なものであり，それは至高の自己である。……至高の自己は神すなわち悪魔 (le Satan) と人間がその二つの構成原理 (les deux principes constituants)となっているところの綜合的存在 (l′ Etre synthétique) である。かくして，アダム (Adam) と悪魔は，偉大な存在の二つの矛盾 (cantradiotions) なのである。」*

なお，「体系」のなかでプルードンはつぎのような見解をしめしている。

「神と人間は，いわば存在の敵対的能力をわかち合いながら，普遍 (l′ univers) の命令によって勝負をやっているように思われる。……」**

* Carnets. I., pp.108—109

** Cont. I., p.393

47) プルードンが「自由がなければ平等がない」という観点から，平等の前提に，自由をおいて考えているということ，そして，かれが絶対的な自由と完全な平等を望んでいたという，Vrau, J. の指摘* は，以上のプルードンの論理構造をとらえるうえで重視すべきであろう。

* Vrau, J. Proudhon et son système économique. Paris, 1853. cf. p.27

48) Ruyssen, Th. は，正義が人類の進歩によって実現されてゆくこと，……正義と人類が結びつけられるところにプルードンの真の神 (un véritable Dieu) が構成される，とのべている。* そして Ruyssen は，プルードンにとって，問題だったのは，理神論者のそれのような，いわゆる「哲学者の神」ではなく，「良心のなかの，行動の基準としての神」であったのだ，と指摘している。* この指摘は，Schatz がプルードンの正義の観念を，Hutchson などの，*moral sens* と同一のものとして評価している*** こととあわせて考えるならば，プルードンの「必然性」の性格がどのようなものであったか，そして，後にみるように，それがもつ「実践

的」な志向との結びつきも肯首されるであろう。

なお，プルードンが「物理的，道徳的世界の法則」を発見するということの意識のなかに，「事物の法則」のうえに「人格の法則」において考えていたこと，したがって，かれが，本質的にモラリストであったことを Haubtmann, P. が明らかにしている。

* Ecrits., p.71

** Ibid., p.69

*** Schatz, A., op. cit., p.494

**** Carnets., I., p.40, N.B. (1)

49) 「社会においては，正義は，諸価値の均衡以外のなにものでもないのだ。」(Cont. I., p.109)

「社会経済をしめている純粋に客観的かつ独自の諸関係を熟慮すれば，正義は，その表現として価値をもっている（ことがわかる）」（Cont. II., p.397）これらの「諸価値の均衡」，「価値」が「構成された価値」を意味することについては多言を要しない。

50) 本稿　注 44) 参照

51) プルードンの第8章での摂理の論議が，気まぐれでも何でもなく，それなりに，体系の展開のなかに位置づけられている，という Sainte-Beuve の指摘* は，それ自体としては正しいが，しかし，それが「すべてのものが結びついている」というプルードンの立場を根拠にした説明では説得的とは言いがたい。

* Halévy, D., op. cit., p.291

52) Cont. I., p.138 : p.140, 159

53) Cont. I., p.171, 174, 179 ; p.181, 183

54) Cont. I., p.212, 247—248 ; p.222, 223—224

55) Cont. I., p.250, 259 ; p.250

なお，独占の場合は，分業，機械，競争の肯定的な面と否定的な面がそのまま独占のそれらに対応しているとも言える。というのは，分業，機械，競争の資本化（capitalisant）が独占と考えられている* からである。

* Cont. I., p.259

56) Cont. I., p.292, 294 ; p.320

57) Chen Kui-Si は，プルードンの弁証法のアンチノミーの解決（conciliation）を問題にする過程で，プルードンの方法を，ソクラテス，プラトーンの弁証法論理の基礎にある二分法（dichotomie）の伝統のもとに位置づけて，いわゆる「ポルフィリオスの樹」を例示し，プルードンのアンチノミーの関係にある二つの概念は，より一般的な（抽象的な）類概念のもとに包摂される，種概念にあたるものであり，したがって，アンチノミーの「解決」は，この概念の分類法を転倒したかた

ちを考えればよいと指摘している。* プルードンの弁証法を概念の分類法との対応でとらえた Chen Kui-Si の炯眼は高く評価されるべきである。

* Chen Kui-Si, op, cit., p.85

58) Ansart, P. はこのようなカテゴリー内部の肯否の関係と，カテゴリー相互の否定の関係をさして，カテゴリーが内部（l′ intériorité）と外部（extériorité）の二重の関係（un double rapport）をふくんでいる，と適確に指摘している。*

* Ansart, P., op. cit., p.167

59) 本稿　注 94) 参照

60) Ordre., p.200

61) Ordre., p.176

62) 本稿　注 46) 参照

なお，「産業の運動は，まさに理念の演繹によるのであるが，それは二重の流れに分割される，一方は有用な効果であり，他方は覆滅的な諸結果である。両者は平等に必然的なものであり，その同じ法則の当然の（l′ égitime）産物である。」（Cont. I., p.169）という「機械」論の中の叙述も，以上の論理構造のなかで理解すると，その意味が判然としてくる。

63) 「悪」が契機となって展開してゆく，このプルードンの体系は，Hegelの「法哲学」，「宗教哲学」での指摘を想起させる。このことと，神を「悪」と規定し，人間的自由と対抗させる場合のプルードンの叙述をあわせて考察すると，プルードンのなかに，左派 Hegel 主義者の「歴史哲学」の考えかたが意識されていたことが充分推測されよう。もちろん，これはカント，ヘーゲル等のドイツ古典哲学の歴史観に多かれ少なかれみられる観点である。

なお，プルードンは，1846年の「手記」で，否定的側面が永遠の運動の本質であること，* また，他方，「力の宗教」としての「所有」が，人間から疎外されたものであることを問題にして，悪としての神＝所有が，社会の基体（le substrat）であり，ここから進歩としての人類が生まれ，これとたたかうことの必然性が述べられている。**

* Carnets. I., p.259

** Carnets. I., pp.264—265

64) この点については，Ansart, P. も指摘している* ところである。

* Ansart, P., op. cit., p.165

65) 1845年前半の「手記」のプランでは，「貿易の均衡」の章にあたる部分が保護貿易（les prohibitions）となっている。* 手塚寿郎はこの章の説明を，保護貿易主義からはじめている。** 「体系」の観点からは，手塚のとったように，説明の便宜という理由で前後の関係の変更を恣意的に行なうことは許されないが，しかし，これを独立した章としてみれば，以上のようなプランの痕跡を残しているこの章の

説明には手塚のとった方法はむしろ自然であり，達見であった。

* Carnets. Ⅰ., p.84

** 手塚寿郎：国際貿易政策思想史研究　東京，1931. pp.179—180.

66) Cont. Ⅱ., pp.10—11：pp.67—68

67) Cont. Ⅱ., p.68 sq.

なお，1845年後半の「手記」のプランでは，すでに「貿易の均衡」という標題が，第9章にあたる部分につけられており，この部分の内容についての覚書としては，かんたんに，「先行する原理の特殊な応用：解決も同様」と書かれている。*

* Carnets. Ⅰ., p.195

68) プルードンは貨幣を，「販売の，富の販路の有効な実現」をもたらすものとしてとらえ，それを前提にして，信用を販売の「先取りした実現」として，つまり商業信用の側面からとらえる考えをしめしている。* この点からするならば，第6期の定立の際の第5期の「否定」の契機に対するものが「販路の拡大」であったところから，第6期と同じく，第7期・「信用」も「視点」をかえた第5期の「否定」の系列とみることができる。両期には共通して相互扶助主義（mutuéllisme）への志向が基礎にある。これについては，本稿　注 69)，85)，86) をみよ

* Cont. Ⅱ., p.92

69) Cont. Ⅱ., p.89

なお，「信用」のカテゴリーにおける解決の方向もまた，第6期と同じである。すなわち，プルードンは，国際取引の場合には，貴金属の優位性は失なわれて，「構成された価値」にもとづく交換の法則が見出され，労働は組織化されるが，国内的には，国際的な均衡の原理を応用しないために，秩序がえられないのだ，として，第6期の解決と同じ方向の必要性を示唆している。*

* Cont. Ⅱ., p.95

70) Cont .Ⅱ., p.88

この立場が，Louis Blanc の主張する「生産の組織化」に反対するプルードンの立場につながっていることは明らかである。なお，このあと続いて Blanc, L. の「国民工場」批判が述べられている。*

* Cont. Ⅱ., p.99

71) Cont. Ⅱ., p.103 sq.

この発展のTriade は，一見 Hegel を思わせる。そして，Picard, R. はこれが Hegel の方法の適応であることを注記している* が，内容から考えるならば，Chen Kui-Si の解明しているように,** カントのカテゴリー表の構成の仕方に近いと言わねばなるまい。たとえば，「単一性（Einheit）」と「数多性（Vielheit）」の結合としての「総合性（Allheit）」の関係をみよ。*** プルードンも第3段階のものを，第1と第2の段階の「内的結合」（une intime combinaison）とのべて

いるのである。

* Cont. Ⅱ., p.103 N.B. (18)

** Chen Kui-Si, op. cit., p.89

*** カント：純粋理性批判（岩波文庫・篠田訳）上巻　pp.156—159 をみよ。

72) Cont. Ⅱ., p.111

73) Cont. Ⅱ., p.128

74) Cont. Ⅱ., p.128, sq.

75) Cont. Ⅱ., p.193

76) Cont. Ⅱ., pp.185—193

Cont. Ⅱ., p.196 N.B. (27)

77) Cont. Ⅱ., p.239, p.247

なお，下記の論文集のなかの指摘をみよ。

Proudhon et notre temps. Préface de C. Bouglé. par Augé-Laribé, Berthod, Bouglé. Guy-Grand, Harmel. W. Oualid. R. Picard, G. Pirou, J. L. Puech. Paris, 1920. cf. p.361

78) Cont. Ⅱ., p.211

なお，第9期では，「悪」としての神が，いわゆる濫用の権利行使としての「所有」の解明を通じて論証されている。

79) Cont. Ⅱ., p.258

80) Cont. Ⅱ., pp.303—304

81) プルードンは文明（civilisé）状態のもとでの貧困が，野ばん（sauvage）状態のもとでの貧困とは違うこと，すなわち，後者は「労働の不在」によっているのにたいして，前者は「労働における組織の欠かん（un vice）」によってもたらされていることを明らかにしている。* なお，ここでプルードンは「人類の存在」の時期を野ばんと文明の二つの基本的状態に区分している。

* Cont. Ⅱ., p.326

82) Cont. Ⅱ., p.314

83) Cont. Ⅱ., p.373

84) このカテゴリーでは他の場合と違って，最初に否定的規定があたえられているから，「アンチノミー」としては，つぎに肯定的規定が対応することになる。

85) 第6，第7期は，労働の組織すなわち相互扶助の可能性の確認，第8期は，第7期の保障となるべき所持（possession）の確認，第9期はプルードンと同じように社会組織の改革をもとめている共有主義者の批判を通じて，逆にプルードンの立場の確認，第10期は，第6，第7期での確認をもとにして，改革すべき社会組織の「悪」＝「貧困」の解決にたいする展望。以上，相互扶助の組織化への志向が，各期に通じる現状批判の底流に，一貫して追究されていることがわかる。

なお，プルードンが1845年後半に書いた，「体系」のプランををみると，第6期以降がほとんど，いずれの期についてみても，第10期を例外として「先行する原理（principes précédents）」の応用ということで，かんたんな覚書におわっている。* これは第5期までの覚書の豊富さと対蹠的である。

* Carnets. Ⅰ., pp.193—195

86) 1845年前半の「体系」プランによると，「信用」に対応するアンチノミーの「解決」の内容として，相互保障（Garantie mutuelle）ということが書かれてある。* このことから「信用」のカテゴリーでのプルードンの意図をうかがうことができる。

* Carnets. Ⅰ., p.84

87) プルードンの「経済科学」は，「系列の弁証法」という「形而上学」の現実化（en action)にとどまらず，（この段階にとどまるならば，Feuerbach およびGrün をこえることは，できなかったであろう）さらに実践的な意図をひめていたのである。これについては Picard, R. の「体系」序文* を参照のこと。

なお，プルードンの体系的な系列における視点の多様性という考え方から，** 第8章を介した前後の章の問題のとりあげかたの変化を説明することは可能である。

* Cont. Ⅰ., pp.13—14

** 前掲拙稿　その(2)，前掲誌 130頁以下をみよ。

88) 「アンチノミーは，自然における引力（l′ attraction）と均衡（l′équilibre）の原理である。アンチノミーはしたがって，人類における進歩と均衡の原理であり，そして経済科学の対象，それは正義である。」（Cont. Ⅱ. p.397）

89) Ordre. p. 138

90) Ordre., pp.357—359

91) Cont. Ⅱ., p.395 et N.B. (63)

92) Cont. Ⅱ., p.395

93) 前掲拙稿　その(2)　Ⅲ～§3　参照

94) 「表（tableaux），歴史（histoire,）体系（système）は，……類似した（analogues）というよりむしろ，同一（homologues）の三つの表現である」（Cont. Ⅱ., p.394）

95) Cont. Ⅰ., p.179

なお，Diehl. K. は，この文章に Hegel の「法哲学」の1部分* を対応させて，プルードンにたいする Hegel の影響をみとめている。** これについては，Hegel との関係をあらためてとりあげる際に問題にしたいが，ここでは，Diehl が，プルードンの第2，3，4，5の各期に，「法哲学」の§198，199，200，205の各節を対応させている*** ことを参考までに指摘しておく。

* ヘーゲル：「法哲学」§32の「追加」藤野，赤沢訳　法の哲学〈中央公論社版〉p.224

** Diehl, K. op. cit., SS.170—171

*** Diehl. K. op. cit., S.169, N.B. 1)～4)

96) このようにみるならば，プルードンの「論理的な継起」が同時に「歴史」でもある，といった言い方* にしめされている「論理的なもの」と「歴史的なもの」との対応関係は，Ansart が指摘** するように，途中から対応しなくなったというよりは，そのような「対応」を基本的にはもちえない体系の構造であったと考えるべきであろう。たとえば，「競争」は分業の一つのあらわれにすぎないものであり，(Cont. I., p.210) また「独占」は，分業，機械の資本による包摂の形態を問題にしたものである。(Cont. I., p.259) したがって，これらは分業，機械のカテゴリーを，視点をかえてとらえなおしたものにすぎない。そして，その分業と機械との関係でさえも，かならずしも歴史的な前後の関係ではなく，「論理のつながりにすぎない」ことがマルクスの批判にたいする反論「書き込み」*** にもしめされている。そしてプルードンの方法の基礎にある系列の概念には，前後の関係は，歴史的にはもちろん，論理的にさえ，本来必要ないものなのである。****

なお，関連して，プルードンが後に「体系」において Hegel の「ことば使い (terminologie) をあまりにも使用しすぎた」ことを述懐している***** ことに注意すべきであろう。

* Cont. I., p.179

** Ansart, p., op. cit., p.165

*** Cont. II., p.421 (Appendice)

**** 前掲拙稿　その(2)　前掲誌　p.129 参照

***** Gurvitch, J., Dialectique et sociologie. p.96

97) Guy-Grand は，「経済的な過程を，一つの系列のさまざまな局面 (phase) として考える」プルードンの見解は，Fourier, C. の系列の方法の継承であるとみているが，* たしかに，Fourier の系列には「進歩」があり「歴史」がある。そして，また進歩を司る「神」の考えも，同様に Fourier のなかにある。** 進歩の過程をしめす Fourier の「phase」という言葉使いをプルードンも使用しているし，また，Fourier の「période」に対応する「époque」も使用している。同様に，「秩序の創造」では，弁証法的系列の例として，Fourier の「神」の説明を行っている。*** そして，「体系」の執筆時期の1845年の「手記」のなかに，つぎのような興味深い覚書がみられる。

「かれ (Fourier) の人類の時期 (Période) は，精神における継起の局面 (les phases) にすぎない。しかし，今日では，人類におけるものは，政治経済学のそれらに対応する」****

この「体系」では，こうしたフーリエの影響とともに，やはり左派ヘーゲル主義者の観念的な歴史哲学の影響を無視するわけにはいかない。これについては別の機会にふれたい。

＊ Proudhon et notre temps, op. cit p.43

＊＊ フーリエ；「四運動の理論」序説（Disours préliminaire）をみよ。

＊＊＊ Ordre. p.201

＊＊＊＊ Carnets. Ⅰ., p.162

98) Cont. Ⅱ., p.332

99) このことはプルードン自身が指摘するところでもある。＊

＊ Cont. Ⅱ., pp.326—327

100) プルードンの弁証法について，一般に指摘されている点は，一見すると "Aufheben„のない，このような「均衡」である。

101) Chen Kui-Si は通説を批判して，プルードンが長い間にわたって，真の「総合」を探しもとめ，それによって，かれの方法と社会哲学をつくりあげた，として，プルードンを，その意味で "Conciliateur„ だったと規定しているが，＊これについては，上述の観点から同意できる。

＊ Chen Kui-Si, op. cit., p.87